

熊建協発第111号

令和元年10月15日

各支部・部会長様

一般社団法人 熊本県建設業協会

会長 土井 建

[公印省略]

熊本県（地域別）最低賃金の改定に係る周知について

時下、益々ご清栄のことと御慶び申し上げます。

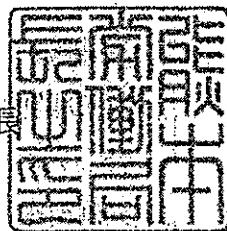
さて、標記の件につきまして別添のとおり熊本労働局長より本会に対し通知がありました。

つきましては、貴支部・部会所属会員へご周知頂きますよう、よろしくお願い致します。

熊勞發基019-2-5第1号
令和元年9月25日

各 位

熊本労働局長



熊本県（地域別）最低賃金の改定に係る周知広報について（依頼）

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

最低賃金の周知広報につきましては、平素よりご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、熊本県（地域別）最低賃金につきましては、令和元年10月1日から時間額790円（昨年度は762円）に改定されることとなりました。この最低賃金を遵守していただくためには、当該最低賃金額を迅速に、かつ、幅広く、対象となる事業主及び労働者に周知徹底することが大変重要であります。

つきましては、この趣旨をご理解いただき、下記事項につきましてご協力いただきますようお願い申し上げます。

また、最低賃金引上げに向けた中小企業への支援事業（相談支援事業及び業務改善助成金）につきましても、併せて周知していただきますようお願いいたします。

記

1 広報誌（紙）等への掲載

貴団体の機関誌・広報誌（紙）、又はホームページ等に別添掲載文（案）を参照の上、周知広報をお願いします。（なお、掲載いただきました際には、お手数ですが、当該掲載物又は該当部分の写し等を下記担当部署までお送りいただければ幸いです。）

また、テレビ、ラジオ番組等に広報枠をお持ちの場合は、広報内容に入れていただきますようお願いします。

2 ポスターの掲示及びリーフレットの配布

同封してお送りしたポスターを貴団体の事務所等に掲示いただくとともに、来所者などへのリーフレットの配布をお願いします。

3 その他

貴団体主催の適した行事等において、最低賃金額及び支援事業制度の周知をお願いします。（ご要望があれば、当局より担当官を派遣いたします。）

本件に関するお問合せは

熊本労働局労働基準部賃金室（096-355-3202）

〒860-8514

熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎A棟9階

(別添)

1-1 最低賃金広報用文案（10月1日以降掲載の場合です。）

必ずチェック最低賃金！使用者も、労働者も

熊本県最低賃金が改定されました。

時間額790円（令和元年10月1日から）

この最低賃金は、県内すべての事業所、労働者に適用されます。

詳しいお問合せは、熊本労働局労働基準部賃金室（096-355-3202）

又は最寄りの労働基準監督署にお尋ねください。

1-2 最低賃金広報用文案（10月1日以前掲載の場合です。）

必ずチェック最低賃金！使用者も、労働者も

熊本県最低賃金が改定されます。

時間額790円（令和元年10月1日から）

この最低賃金は、県内すべての事業所、労働者に適用されます。

詳しいお問合せは、熊本労働局労働基準部賃金室（096-355-3202）

又は最寄りの労働基準監督署にお尋ねください。

2 中小企業支援事業広報用文案

最低賃金ワン・ストップ無料相談のご案内

最低賃金の引上げに対応した賃金の引上げに取り組む中小企業の支援として、経営面と労働面の相談をワンストップで対応できる無料相談窓口を設置し、専門家の事業場への派遣も行っています。

熊本働き方改革推進支援センター

〒860-0041 熊本市中央区細工町1丁目51 スコーレビル2階-E

TEL：0120-946-834

ご存知ですか？中小企業の最低賃金引上げを支援する業務改善助成金

事業場内最低賃金を30円以上引上げ、生産性向上のための設備投資などを行った場合、その設備投資などの費用の一部を助成します。

助成対象事業場は、地域別最低賃金と事業場内最低賃金の差額が30円以内かつ、事業場規模が30人以下の事業場かつ、事業場内最低賃金が800円未満の事業場の場合、助成率は4/5、800円以上の事業場は3/4です。

さらに生産性要件（※）を満たした場合、助成率は9/10（800円未満）、4/5となり、引き上げる労働者数により助成額も異なり、上限50万円～100万円となります。

※生産性要件とは企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値をいいます。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

お問い合わせは、熊本労働局雇用環境・均等室（096-352-3865）まで。

最低賃金が、
ことしも
変わります。

確認しましよう!

熊本県 最低賃金

790円

時間額

令和元年
10月1日から

28円
UP

雇う上でも、働く上でも、最低限のルール。
使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。

最低賃金に関するお問い合わせは
熊本労働局または最寄りの労働基準監督署へ
熊本労働局ホームページアドレス
<https://jsite.mhlw.go.jp/kumamoto-roudoukyoku/>

最低賃金に関する特設サイト
<http://www.saiteichingin.info/>

WEBで確認!

最低賃金制度

検索



最低賃金制度って何?

働くすべての人に、
賃金の最低額(最低賃金額)を
保障する制度です。

年齢やパート・学生アルバイトなどの
働き方の違いにかかわらず、
すべての労働者に適用されるんです。



確認の方法は?

確認したい賃金を時間額にして、
最低賃金額(時間額)と比較してみましょう!

最低賃金額との比較方法

あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。(※1)

1 時間給の場合

$$\boxed{\text{時間給}} \geq \boxed{\text{最低賃金額(時間額)}}$$

2 日給の場合

$$\boxed{\text{日給}} \div \boxed{\text{1日の平均所定労働時間}} = \boxed{\text{時間額}} \geq \boxed{\text{最低賃金額(時間額)}}$$

3 月給の場合

$$\boxed{\text{月給}} \div \boxed{\text{1か月の平均所定労働時間}} = \boxed{\text{時間額}} \geq \boxed{\text{最低賃金額(時間額)}}$$

4 上記1,2,3が
組み合わさっている場合

例えば、基本給が日給で
各手当(職務手当など)
月給の場合

- ① 基本給(日給) → 2 の計算で時間額を出す
- ② 各手当(月給) → 3 の計算で時間額を出す
- ③ ①と②を合計した額 ≥ 最低賃金額(時間額)

(※1)最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。

- ①臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- ②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- ③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)
- ④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)
- ⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)
- ⑥精勤手当、通勤手当および家族手当

(※2)日額で定められている特定最低賃金の対象となる場合、日額に換算した額 ≥ 特定最低賃金額

(※3)詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。



スマホ、携帯で
自分の地域の
最低賃金を
チェックしましょ!

賃金の引上げを支援します。

業務改善助成金

生産性向上のための設備投資などを行って、事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などの費用の一部を助成する制度です。支給対象者と支給要件、助成金は一定の条件があります。

詳しくはWEBで確認! [業務改善助成金](#) 検索

中小企業
事業者の
皆さんへ

専門家による無料相談を実施しています

賃金引上げにお悩みの方は働き方改革推進支援センターにご相談ください。

働き方改革推進支援センター <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000198331.html>

平成31年度業務改善助成金のご案内

『業務改善助成金』は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援することで、「事業場内最低賃金（事業場内で最も低い賃金）」の引き上げを図るための制度です。

助成金の概要

事業場内最低賃金を30円以上引き上げ、設備投資（機械設備、POSシステム等の導入）などを行った場合に、その費用の一部を助成します。※「設備投資など」の具体例は裏面を参照してください。

概要

コース	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
30円コース(800円未満)	1～3人	50万円	事業場内最低賃金800円未満の事業場かつ事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内及び事業場規模30人以下の事業場	4/5
	4～6人	70万円		生産性要件を満たした場合は 9/10(※)
	7人以上	100万円		
30円コース	1～3人	50万円	事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内及び事業場規模30人以下の事業場	3/4
	4～6人	70万円		生産性要件を満たした場合は 4/5(※)
	7人以上	100万円		

(※) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値をいいます。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

ご留意頂きたい事項

- 過年度に業務改善助成金を受給したことのある事業場であっても、助成対象となります。
- 「人材育成・教育訓練費」「経営コンサルティング経費」も設備投資などに含まれるため、助成対象となります。

お問い合わせ先

- 全国47都道府県に設置している「働き方改革推進支援センター」に、お気軽にお問い合わせください。
- 「働き方改革推進支援センター」の所在地及び電話番号は、インターネットでご確認ください。



申請先

- 業務改善助成金の申請・支給の窓口は、都道府県労働局です。
申請する事業場が所在する地域の労働局にお尋ねください。【担当部署】各労働局雇用環境・均等部（室）

～・業務改善助成金の活用事例・～

具体的な設備投資などについてご参考にしてください

業務改善



ベルトコンベアの導入による弁当の盛り付け作業の効率化

事例1

<企業概要>

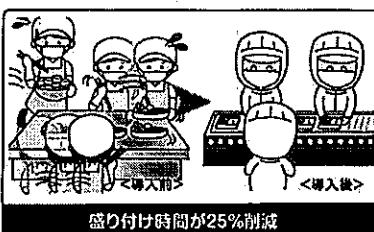
【所在地】新潟県 【従業員数】40人

【事業の種類】食品製造販売業

<課題と対応>弁当製造における盛り付け時間を削減するため、設備投資による業務効率化を検討してきた。

配膳台の周りを従業員が移動して盛り付けを行っていたため、業務が非効率になっていた状況でした。そこで、助成金を活用してベルトコンベアを導入しました。

弁当の盛り付け作業を効率化したい



専務取締役

<独自の工夫>

以前は4種類の価格帯の弁当を製造していたが、1種類に集約することで製造の効率化が図られ、仕入リスクも軽減している。

盛り付け時間が25%削減

<実施内容>ベルトコンベアの導入で弁当の盛り付け時間が2時間から1時間30分に短縮し、同じ時間で10%多く弁当を製造することができるようになった。

<成果>弁当の盛り付け時間の削減によって生産性が向上し、28人の従業員の時間給(事業場内最低賃金)を30円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金以外の従業員の賃金の引上げを実施した。

助成金活用のポイント

ベルトコンベアを導入したことで、
弁当の盛り付け作業の効率化につながった。

(※平成29年度時点の制度に基づく事例)

業務改善



セミセルフPOSレジの導入によるレジ業務の効率化

事例2

<企業概要>

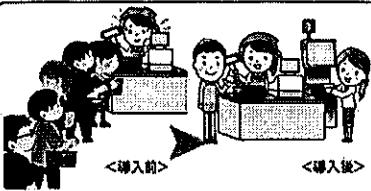
【所在地】熊本県 【従業員数】24人

【事業の種類】生鮮食料品小売業

<課題と対応>繁忙時のレジ待ちの行列を削減するため、設備投資による業務効率化を検討してきた。

購入代金や釣銭の受け渡しまでをすべて従業員が行っていたため、顧客の多い時間帯でレジ待ちの行列ができる状況でした。そこで、助成金を活用してセミセルフPOSレジを導入しました。

レジの精算業務を効率化したい



人事課長

<独自の工夫>
名冷蔵ケースの本体電源を
ごみにOFFにしたり、別スイッチを取り付け、同業他社
と比べ営業時間を短くしつつ
商品を売りつくすようにした
り、廃棄ロスや保管設備費
の削減につなげている。

<実施内容>商品のバーコード読み取り後の購入代金や釣銭の受け渡しを顧客が機械で行うようにしたことにより、精算時間が短縮し、同じ時間でより多くの精算処理をすることができた。

<成果>レジ業務の削減によって生産性が向上し、23人の従業員の時間給(事業場内最低賃金)を52円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金以外の従業員の賃金の引上げを実施した。

助成金活用のポイント

セミセルフPOSレジを導入したことで、
レジ業務の効率化につながった。

(※平成29年度時点の制度に基づく事例)

業務改善



新型の大容量釜導入による仕込み作業・清掃作業の効率化

事例3

<企業概要>

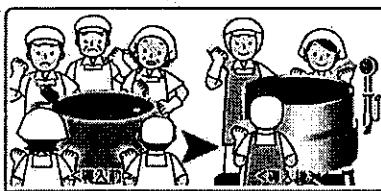
【所在地】福井県 【従業員数】115人

【事業の種類】麺類の製造及び販売業

<課題と対応>麺製造時の仕込み回数や生産品目切り替え時の釜の清掃時間を削減するため、設備投資による業務効率化を検討してきた。

一度に大量の仕込みができず、また、生産品目を切り替える際の釜の清掃に時間を要していたため、業務が非効率になっている状況でした。そこで、助成金を活用して新型の大容量釜を導入しました。

仕込み作業を効率化し、あわせて生産品目
切り替え時の釜の清掃作業を効率化したい



専務取締役

<独自の工夫>

各工程の現場責任者及び現
場リーダーが月に1回、アルバ
イト・パートに業務効率化に対
するアンケートを取り、集計結果
を専務取締役にフィードバ
ックして改善を行っている。

<実施内容>大型で、生産品目の切り替え時に、麺製造時の残り物が落ちやすい釜に変わることで、一度に大量の仕込みが可能となり作業の負担軽減、能率向上、光熱費削減が図られるとともに、清掃作業負担が軽減し、清掃に係る人員や時間を削減することができた。

<成果>仕込み作業の効率化・釜の清掃負担の軽減によって生産性が向上し、8人の従業員の時間給(事業場内最低賃金)を40円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金以外の従業員の賃金の引上げを実施した。

助成金活用のポイント

新型の大容量釜を導入したことで、
仕込み作業・清掃作業の効率化につながった。

(※平成29年度時点の制度に基づく事例)



新型食器洗浄機の導入による洗浄業務の効率化と
光熱・洗剤費用の削減

事例4

<企業概要>

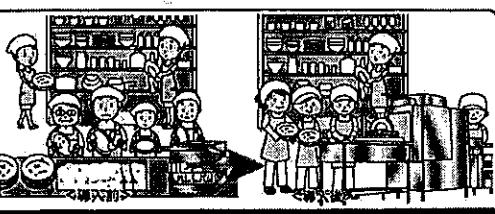
【所在地】広島県 【従業員数】61人

【事業の種類】ホテル業

<課題と対応>食器洗浄に要する人員、時間、電力、水、洗剤を削減するため、設備投資による業務効率化を検討してきた。

25年前に導入した食器洗浄機を使っていたため、洗浄に要する人員・時間・経費がかかり、業務が非効率となっている状況でした。そこで、助成金を活用して新型の食器洗浄機を導入しました。

食器洗浄作業を効率化したい



社長

洗浄人員は6名から5名に、食器洗浄・乾燥時間が2/3に短縮

<実施内容>新型食器洗浄機を導入したことにより、洗浄・乾燥に係る人員や時間、電力、水、洗剤を削減することができた。また、掃除や整理整頓など、他の作業時間を創出できた。

<成果>食器洗浄にかかる人員や時間の削減によって生産性が向上し、1人の従業員の時間給(事業場内最低賃金)を40円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金以外の従業員の賃金の引上げを実施した。

助成金活用のポイント

新型の食器洗浄機を導入したことで、
食器洗浄業務の効率化・経費の削減につながった。

(※平成29年度時点の制度に基づく事例)